2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十一月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
栃木県日光市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
日光市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十一月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
栃木県さくら市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
さくら市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及びさくら市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百十八号

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第九条第二項の規定に基づき、平成二十三年東北地方太平洋沖地震の特にやむを得ない緊急の場合に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成二十三年経済産業省告示第四十号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年十一月一日

経済産業大臣　枝野　幸男

平成二十三年東北地方太平洋沖地震の特にやむを得ない緊急の場合に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部を改正する告示

本則中「緊急の場合は」を「緊急の場合に東京電力株式会社福島第一原子力発電所に属する原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十三条第二項第五号に規定する原子炉施設をいう。）並びに蒸気タービン及びその附属設備又はその周辺の区域であって、その線量が一時間につき〇・一ミリシーベルトを超えるおそれのある場所において、次の各号のいずれかに該当する作業を行うときは」と改め、本則に次の各号を加える。

一　原子炉施設又は使用済燃料貯蔵槽を冷却する設備の機能が著しく低下した場合又はその機能を失った場合における当該機能を復旧するための作業
二　前号に掲げる作業のほか、原子炉施設の故障、損壊等により、多量の放射性物質の放出のおそれがある場合であって、これを抑制又は防止するための機能が著しく低下したとき又はその機能を失ったときにおける当該機能を復旧するための作業

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十三年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十七条第八項に規定する緊急事態応急対策実施区域において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第九条第二項に規定する緊急作業に従事する放射線業務従事者については、この告示による改正前の平成二十三年東北地方太平洋沖地震の特にやむを得ない緊急の場合に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示の規定は、なおその効力を有する。

○国土交通省告示第千八十八号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十三年十一月一日

国土交通大臣　前田　武志

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
7JJH	141454	第十八三笠丸	平成23. 9.13
7JKC	141517	BAOSTEEL EMOTION	23. 9. 8
JD3200	141446	りゅうえい	23. 9.22
JD3222	141484	しわく丸	23. 9. 5
JD3225	141490	第五雄豊丸	23. 9. 2
JD3232	141498	康洋丸	23. 9. 7
JD3234	141467	第十五金洋丸	23. 9.12
JD3236	141504	マドカミヤ	23. 9.13
JD3238	141507	長門	23. 9.15
JD3242	141516	あまぎ	23. 9.20
JD3243	141518	黒部丸	23. 9.22
JD3245	141520	第七幸翔丸	23. 9.30
JD3246	141521	第十一霧島丸	23. 9.15
JD3247	141522	だいこく	23. 9.27
JD3248	141523	長豊丸	23. 9. 9
JD3251	141526	恵綾丸	23. 9.15
JD3257	141539	フェリーたいしゅう	23. 9.29
JD3259	141541	第二共福丸	23. 9.29

○国土交通省告示第千八十九号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十三年十一月一日

国土交通大臣　前田　武志

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
7KDD	123246	陽光丸	平成23. 9.30
8KWU	118615	第八十一萬漁丸	23. 9.26
8LTA	125683	第五十八廣漁丸	23. 9.21
JBZY	136279	いわき丸	23. 9.12
JKMR	130894	新宮城丸	23. 9. 2
JD2550	125567	第五福栄丸	23. 9. 6
JD2587	140713	さんりく	23. 9. 5
JE2714	124992	第八漁栄丸	23. 9. 6
JE3081	132235	第十一寿和丸	23. 9.26
JG3543	119098	第２５０２いかり丸	23. 9.28
JG4206	125961	こまゆき	23. 9.22
JH3164	130078	第十八松丸	23. 9.30
JI3520	133437	第二[illegible]宝山丸	23. 9.16
JJ3866	127275	千鳥丸	23. 9.14
JK5014	131748	かわちまる	23. 9.15
JK5097	132484	慶洋丸	23. 9.15
JL5144	126343	開洋	23. 9.13
JL5939	131508	第十五八幡丸	23. 9. 8
JL5969	132104	金昌丸	23. 9.13
JL6447	135158	新明幸	23. 9. 6
JM4375	122674	金冨丸	23. 9. 1
JM5360	127701	第六十五悠久丸	23. 9.13
JM5603	129498	櫻島丸	23. 9. 7
JM5912	131309	フェリー第六おおすみ	23. 9.26

○国土交通省告示第千九十号

次の船舶国籍証書は無効となったので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十三年十一月一日

国土交通大臣　前田　武志

証書番号	証書の付日	船舶番号	船名
2484	平成4. 1. 9	98245	第一吉井丸
A07191835	19. 8.30	122674	金冨丸